

東京大学柏図書館図書館資料利用規則

平成 17 年 7 月 12 日：柏図書館運営委員会決定
平成 23 年 3 月 14 日：一部改正
平成 24 年 3 月 13 日：一部改正
平成 25 年 3 月 25 日：一部改正
平成 29 年 3 月 16 日：一部改正
令和 2 年 3 月 10 日：一部改正

(目的)

第 1 条 この規則は、東京大学柏図書館規則第 6 条の規定にもとづき、柏図書館(以下「本館」という。)の図書及びその他資料(以下「図書館資料」という。)の利用について、同規則に定めるもののほか必要な事項について定める。

(利用者)

第 2 条 本館の図書館資料の利用者は、東京大学柏図書館規則第 7 条に掲げる者とする。

2 本館の利用に際しては、本館職員の指示に従い、館内の安全と秩序の維持に協力しなければならない。

(利用日・利用時間)

第 3 条 本館の利用日は、原則として、次の休館日を除いた日とする。

- (1) 8 月・9 月・3 月の土曜日、日曜日、並びに国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に定める休日(以下「祝休日」という。)
- (2) 12 月 28 日から 1 月 4 日まで
- (3) 館内整理日(毎月第 4 水曜日、ただし、その日が祝休日または前号の期間中である場合は、その前週の水曜日)

2 本館の利用時間は、前項に定める利用日の午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、8 月 1 日から 9 月 30 日、3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。また土曜日は午前 10 時から午後 5 時までとする。

3 その他柏図書館長(以下「館長」という。)が必要と認めたときは、休館日もしくは利用時間を変更し、又は臨時に休館することができる。

(館内閲覧)

第 4 条 利用者は、本館の図書館資料を館内で閲覧する。

(資料の利用の制限)

第 5 条 館長は、次に掲げる図書館資料については、その利用を制限することができる。

- (1) 独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第 1 号及び第 2 号に掲げる情報(個人の情報に係る部分等)が記録されていると認められる場合における当該情報が記録されている部分
- (2) 図書館資料の全部又は一部を一定期間公にしないことを条件に、公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号)第 2 条第 7 項第 4 号に規定する法人その他の団体または個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していないもの
- (3) 図書館資料の原本を利用させることにより当該原本の破損又は汚損を生じるおそれがあるもの

(館外貸出)

第 6 条 本館は、所蔵する図書館資料を、次の各号に掲げる利用者に対し館外貸出する。

- (1) 本学の教員及び職員
- (2) 本学の学生、研究生及び聴講生
- (3) 本学の教員であった者
- (4) その他館長の許可を得た者

2 本館は所蔵する図書館資料のうち次の各号に定める資料を、館外貸出しない。

- (1) 自動化書庫内の資料
- (2) 参考コーナーに備え付けた図書館資料
- (3) その他館長が指定した図書館資料

(図書館資料の返却)

第7条 本館は、館長が必要と認めたとき、当該利用者に対し、貸出中の図書館資料の返却を求めることができる。

(転貸禁止)

第8条 利用者は、第5条の規定により館外貸出を受けた図書館資料を他の人に転貸してはならない。

(図書館資料の複写)

第9条 本館の図書館資料の複写の手続き等については、別に定める。

(参考調査)

第10条 利用者は、研究、教育又は学習上必要があるときは、参考となる情報の提供又は関係図書館資料の調査について、本館に依頼することができる。

(相互利用)

第11条 利用者は、研究、教育又は学習上必要があるときは、本学以外の図書館等が所蔵する図書館資料の利用について、本館に依頼することができる。

2 前項の利用に要する経費は、依頼者の負担とする。

第12条 本館は、本学以外の図書館等から、本館の図書館資料の貸出又は複写の申込みがあった場合は、本学の利用に支障がない限り応じるものとする。

(個人情報の漏えい防止のための措置)

第13条 館長は、本館の図書館資料のうち公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第2条第5項第3号に該当するものであって、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる図書館資料を所蔵する場合は、当該図書館資料について、東京大学の保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則に準じ、必要な措置を講じる。

(利用停止)

第14条 館長は、この規則に違反し、又は本館職員の指示に従わない者に対して、本館の利用を停止し、又は退館を命ずることができる。

2 館長は附属図書館長が利用停止を求めた利用者の本館利用を停止することができる。

(賠償責任)

第15条 利用者は、本館の図書館資料を故意又は重大な過失により亡失又は損傷した場合、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附則

この規則は、平成17年7月12日から施行する。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。